

不正薬物の密輸摘発が増加・多様化 覚醒剤の押収量は3年連続1トン超え

- 平成30年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況 -

財務省は、平成30年の1年間に全国の税関が空港や港湾等において、不正薬物の密輸入その他の関税法違反事件を取り締まつた実績をまとめたのでお知らせします。

1. 不正薬物の事犯

不正薬物^{*1}全体の摘発件数は886件(前年比13%増)、押収量^{*2}は約1,493kg(前年比8%増)となり、我が国への不正薬物の流入が深刻な状況が続いている。特に覚醒剤は史上初めて“3年連続の1トン超え”となる大量摘発となつたが、大麻、麻薬、指定薬物も顕著な増加傾向を示しており、密輸形態の多様化も含め、全体的に拡大傾向がみられる。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。*2 錠剤型薬物を除く。

[覚醒剤事犯]

摘発件数は171件(前年比13%増)、押収量は約1,156kg^{*3}(前年比0.3%減)となった。

*3 薬物乱用者の通常使用量で約3,853万回分、末端価格にして約693億6,000万円に相当。

➤ “多様化する密輸形態”

航空機旅客としては過去最大の押収量となる事犯を摘発したほか、船舶旅客(クルーズ船)による事犯も摘発。また、商業貨物による事犯は24件(前年比約2.2倍)、国際郵便物による事犯は52件(前年比約1.4倍)と増加しており、特に商業貨物は押収量も約950kg(前年比約2.4倍)と急増。

[大麻事犯]

・摘発件数は230件(前年比35%増)となり、平成17年以来の200件超えとなった。また、押収量も約156kg(前年比20%増)と、急増した前年を更に上回る増加ぶり。

➤ “急増傾向の拡大”

4年連続で100件を超える状況。航空機旅客としては過去最大の押収量となる事犯も摘発。

[麻薬事犯]

・摘発件数は229件(前年比約1.4倍)、押収量は約165kg(前年比約2倍)と増加。

➤ “コカインとMDMAの急増”

コカインの押収量(約152kg(前年比約15.5倍))及びMDMAの押収量(約9kg(前年比約80.4倍))が急増。コカインの押収量は過去最高。

[指定薬物^{*4}事犯]

摘発件数は218件(前年比21%減)、押収量は約16kg(前年比約1.9倍)と、件数はやや減少したものの押収量が急増。

*4 医薬品医療機器等法第2条第15項に基づき厚生労働大臣が指定する薬物。

2. 知的財産侵害事犯

商標権を侵害する錠剤等の密輸入を知的財産侵害事犯として8件告発。

3. ワシントン条約該当事犯

鳥獣、爬虫類等の密輸入をワシントン条約該当事犯として6件告発。船舶旅客(クルーズ船)が持ち込んだカメ類も摘発。

4. 不正輸出事犯等

盗難自動車、北朝鮮関連の不正輸出事犯等を告発。

5. その他の事犯

偽造ビール券、偽造在留カード等の密輸入事犯を告発。

[問合せ先]

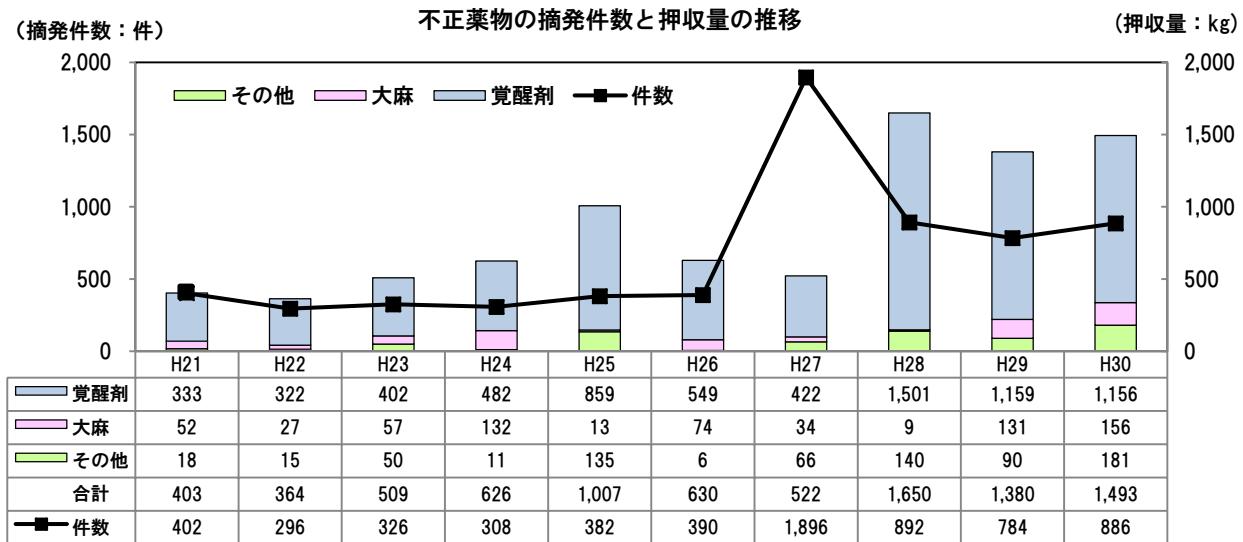
財務省関税局調査課

代表 03-3581-4111 (内線) 5389

平成 30 年の全国の税関における関税法違反事件の取締り状況

1. 不正薬物等

不正薬物全体の摘発件数は 886 件(前年比 13%増)、押収量は約 1,493 kg (前年比 8%増) であった。摘発件数及び押収量とも過去 3 番目であり、依然として深刻な状況となっている。



(注) その他とは、あへん、麻薬（ヘロイン、コカイン、MDMA 等）、向精神薬及び指定薬物をいう。

なお、指定薬物は平成 27 年 4 月に「輸入してはならない貨物」に追加された。

(1) 覚醒剤

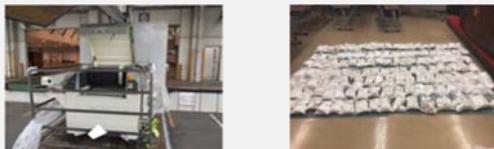
- 覚醒剤の摘発件数は 171 件(前年比 13%増)、押収量は約 1,156 kg(前年比 0.3%減) となり、史上初めて 3年連続 1 トン超えとなった。
- 押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約 3,853 万回分、末端価格にして約 693 億 6,000 万円に相当する。

◆主な摘発事例

- 海上貨物、船舶旅客、国際郵便物、航空機旅客など様々な形態の密輸入を摘発
- 航空機旅客からの押収量では過去最高となる事犯を摘発

(事例 1) 海上貨物

香港から到着した海上貨物（レーザーカッティングマシン（工作機械））に隠匿された覚醒剤 約 250kg を摘発（平成 30 年 1 月・東京税関）



(事例 2) 船舶旅客（クルーズ船）

台湾からクルーズ船で到着した旅客の携帯品から覚醒剤 約 0.5g を摘発（平成 30 年 9 月・沖縄地区税関）



(事例 3) 国際郵便物

中国から到着した国際郵便物（ロウソク様のもの）に隠匿された覚醒剤 約 28kg を摘発（平成 30 年 5 月・東京税関）



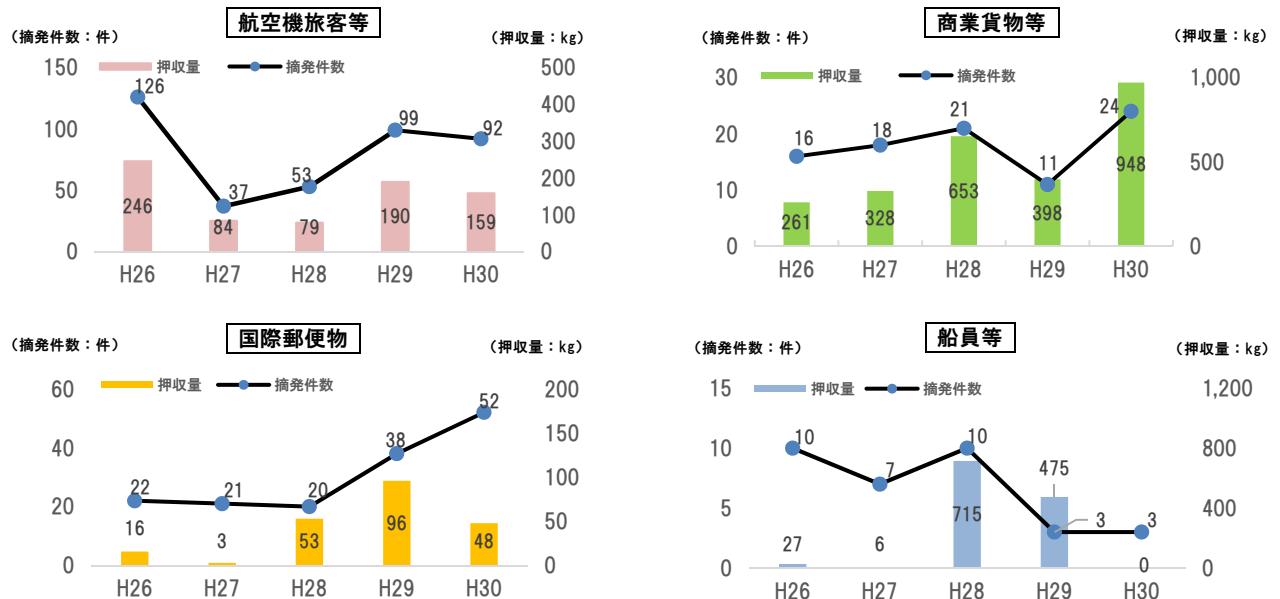
(事例 4) 航空機旅客（航空機旅客で過去最高）

ケニアから到着した日本人夫婦の携帯品から覚醒剤 約 30kg を摘発（平成 30 年 4 月・横浜税関等）

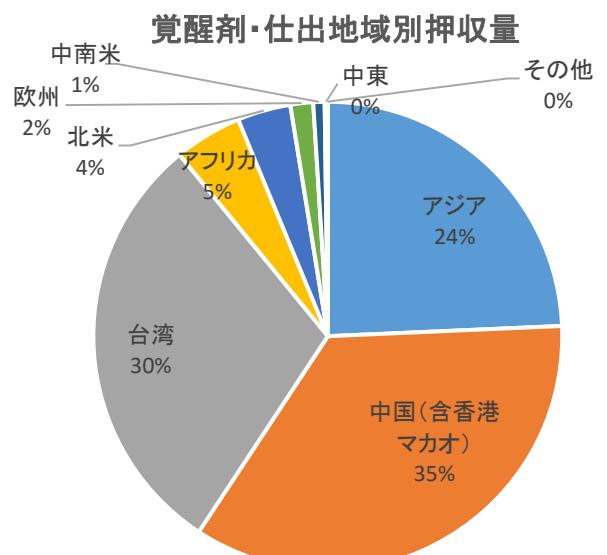
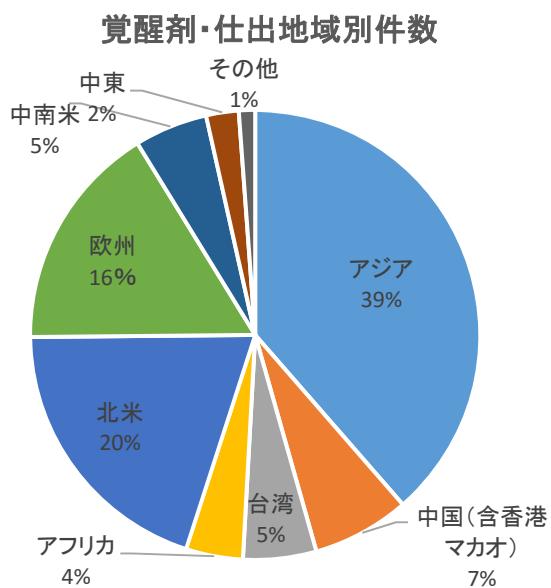


- 密輸形態別にみると、航空機旅客等は摘発件数・押収量ともにやや減少した。その一方で、商業貨物及び国際郵便物による摘発件数は増加し、商業貨物は押収量も2倍以上に伸びた。船員等の密輸入による押収量は激減した。

密輸形態別の摘発件数・押収量の推移

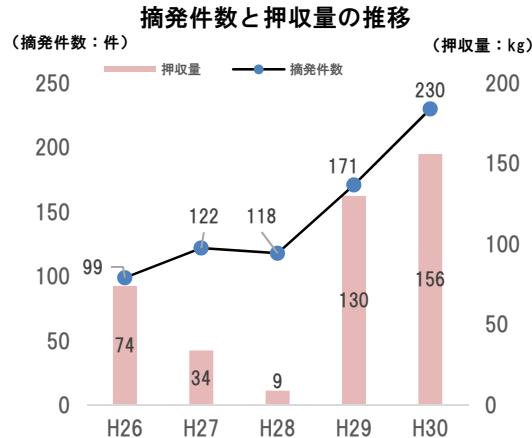


- 密輸仕出地別にみると、摘発件数ではアジア地域（アジア各国、中国（含香港マカオ）、台湾）が51%と半数を占める。これに北米と欧州を加えるとほぼ9割となる。押収量では、アジア地域のみで9割（89%）を占める。



(2) 大麻

- 近年、大麻は急増傾向が続いているが、平成 30 年の摘発件数は 230 件(前年比 35%増)となり、4 年連続で 100 件超えが続いている。押収量も約 156 kg(前年比 20%増)と、急増した前年を更に上回る増加ぶり。
- 航空機旅客では過去最大となる事犯(カナダ来中国人旅客による大麻約 92kg)を摘発。



(事例 5)

アメリカ来国際郵便物から
摘発された**大麻計 19 件・
約 28kg**

(平成 30 年 3 月・東京税関)



(事例 6) (航空機旅客で過去最高)

カナダから到着した中国人
旅客の携帯品から摘発された
大麻約 92kg

(平成 30 年 8 月・東京税関)



(3) 麻薬

- 全体の摘発件数は 229 件(前年比約 1.4 倍)、押収量は約 165kg(前年比約 2 倍)と増加。
- コカインの摘発件数(56 件(前年比約 2.3 倍))と押収量(約 152 kg(前年比約 15.5 倍))が急増。押収量は過去最高となった。
- M DMA の押収量(約 9 kg(前年比約 80.4 倍))及び約 2 万 1 千錠(前年比約 13.7 倍))が激増(摘発件数は 59 件(前年比約 1.2 倍))。

(事例 7) (コカインでは過去 2 番目の押収量)

横浜港に入港したコンテナ船から摘発された
コカイン約 115kg (平成 30 年 8 月・横浜税関)



(事例 8)

ドイツ来国際郵便物から摘発された**M DMA
約 1 万 8 千錠** (平成 30 年 10 月・神戸税関等)



(4) 指定薬物^{*1}

- 摘発件数は 218 件(前年比 21%減)とやや減少したが、押収量は約 16kg(前年比約 1.9 倍)と急増。

*1 中枢神経系の興奮・抑制・幻覚の作用を有する蓋然性が高く、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるとして、厚生労働大臣が指定する薬物(医薬品医療機器等法第 2 条第 15 項)

(5) 銃砲等

- 銃砲の摘発件数は 10 件(前年比約 1.4 倍)、押収量は 12 丁(前年比約 37%減)となった。このうち拳銃は 9 件(前年比 1.5 倍)、押収量は 11 丁(前年比約 39%減)であった。

2. 知的財産侵害事犯

▶ 平成 30 年においては商標権を侵害する物品等の密輸入事犯を 8 件告発した。

[事例] 商標権を侵害する物品の密輸入事犯

平成 30 年 6 月、大阪税関は、中国から国際郵便物により
商標権を侵害する錠剤 計約 7 万錠
を密輸入しようとした韓国人男性を関税法違反で告発した。



[事例] 商標権を侵害する物品の密輸入事犯

平成 30 年 12 月、東京税関は、中国から航空小口急送貨物により
商標権を侵害する財布 60 個
を密輸入しようとした中国人男性及び法人 1 社を関税法違反で告発した。



3. ワシントン条約該当事犯

▶ 平成 30 年においてはワシントン条約に該当する動植物の密輸入事犯を 6 件告発した。

[事例] フクロウ等の密輸入事犯

平成 30 年 5 月、東京税関は、タイから航空機により
インドコキンメフクロウ等 計 15 羽・9 匹
を密輸入しようとした日本人男性を関税法違反で告発した。



[事例] ミナミイシガメ等の密輸入事犯

平成 30 年 9 月、沖縄地区税関は、中国からクルーズ船により
ミナミイシガメ等 計 8 匹
を密輸入しようとした中国人男性 2 名を関税法違反で告発した。



4. 不正輸出事犯

[事例] 盗難自動車不正輸出事犯

平成 30 年 12 月、横浜税関は、税関長の許可を受けずに
盗難品である乗用車 計 6 台
をパキスタン・イスラム共和国へ不正に輸出した日本人 4 名及びパキスタン人 2 名並びに法人 1
社を関税法違反で告発した。

[事例] 北朝鮮向け不正輸出事犯

平成 30 年 1 月、横浜税関は、
食料品等 計 3,820 箱
の最終仕向地が北朝鮮であるにもかかわらず、シンガポール向けと偽り不正に輸出した日本人
等 3 名及び法人 1 社を関税法違反で告発した。

[事例] 北朝鮮向け不正輸出事犯

平成 30 年 1 月、大阪税関は、

医薬品、ガスコンロ等 計 3,123 カートン

の最終仕向地が北朝鮮であるにもかかわらず、中国向けと偽り不正に輸出した中国人 2 名を関税法違反で告発した。

5. その他の事犯

[事例] 偽造ビール券の密輸入事犯

平成 30 年 1 月、横浜税関は、中国から航空機により

偽造ビール券（偽造有価証券） 1,639 枚

を密輸入しようとした中国人男性 1 名を関税法違反で告発した。



[事例] 偽造在留カードの密輸入事犯

平成 30 年 8 月、門司税関は、中国からクルーズ船により

偽造在留カード 計 4 枚

を密輸入しようとした中国人男性 2 名を告発した。

(資料1) 社会悪物品の摘発実績

年 種類		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比
覚醒剤	件	174	83	104	151	171	113%
	kg	549	422	1,501	1,159	1,156	100%
大麻	件	99	122	118	171	230	135%
	kg	74	34	9	131	156	120%
大麻草	件	52	58	81	115	129	112%
	kg	35	29	6	117	143	122%
大麻樹脂	件	47	64	37	56	101	180%
	kg	40	6	3	13	13	98%
あへん	件	—	—	—	—	—	—
	kg	—	—	—	—	—	—
麻薬	件	91	213	182	170	229	135%
	kg	6	26	121	82	165	202%
	千錠	2	1	1	2	22	13.4倍
ヘロイン	件	2	2	6	6	8	133%
	kg	0	2	0	70	0	0%
コカイン	件	10	8	12	24	56	233%
	kg	2	18	119	10	152	15.5倍
MDMA等	件	5	23	27	48	59	123%
	kg	0	0	1	0	9	80.4倍
	千錠	0	0	1	2	21	13.7倍
ケタミン	件	7	12	20	18	16	89%
	kg	1	4	1	0	1	391%
その他麻薬	件	67	168	117	74	90	122%
	kg	3	2	1	1	2	243%
	千錠	2	1	0	0	1	837%
向精神薬	件	26	16	11	17	38	224%
	kg	—	0	—	0	—	全減
	千錠	9	7	2	4	26	589%
指定薬物	件	—	1,462	477	275	218	79%
	kg	—	40	19	8	16	191%
合計	件	390	1,896	892	784	886	113%
	kg	630	522	1,650	1,380	1,493	108%
	千錠	11	8	3	6	48	793%
(参考) 使用回数	万回	1,885	1,499	5,405	4,638	4,406	95%
銃砲	件	3	5	4	7	10	143%
	丁	4	5	4	19	12	63%
うち拳銃	件	3	5	4	6	9	150%
	丁	4	5	4	18	11	61%
拳銃部品	件	2	—	—	3	1	33%
	点	2	—	—	4	1	25%

- (注)
- 税関が摘発した密輸入事犯の他、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 - 覚醒剤は、覚醒剤及び覚せい剤原料の合計を示す。
 - 大麻樹脂は、大麻樹脂その他の大麻の製品の合計を示す。
 - MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
 - (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤: 0.03 g、大麻草: 0.5 g、大麻樹脂: 0.1 g、あへん: 0.3 g、ヘロイン: 0.01 g、コカイン: 0.03 g、MDMA等及び向精神薬: 1錠)
 - 端数処理のため数値が合わないことがある。
 - 数量の表記について、「0」とは500 g または500錠未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。
 - 平成30年の数値は速報値である。

(資料2) 不正薬物の密輸形態別摘発件数

(件)

形態別	年						前年比	構成比
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
航空機旅客等による密輸入		171	107	176	214	248	116%	28%
国際郵便物を利用した密輸入		166	1,734	640	526	564	107%	64%
商業貨物等を利用した密輸入		39	45	60	36	62	172%	7%
航空貨物等		27	34	49	32	48	150%	5%
海上貨物等		12	11	11	4	14	350%	2%
船員等による密輸入		14	10	16	8	12	150%	1%
合　　計		390	1,896	892	784	886	113%	100%

(注) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(資料3-1) 覚醒剤の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年						前年比	構成比
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
航空機旅客等による密輸入		126	37	53	99	92	93%	54%
		246	84	79	190	159	84%	14%
国際郵便物を利用した密輸入		22	21	20	38	52	137%	30%
		16	3	53	96	48	50%	4%
商業貨物等を利用した密輸入		16	18	21	11	24	218%	14%
		261	328	653	398	948	239%	82%
航空貨物等		12	13	15	10	13	130%	8%
海上貨物等		71	80	72	48	22	46%	2%
海上貨物等		4	5	6	1	11	10.0倍	6%
海上貨物等		189	248	581	351	926	264%	80%
船員等による密輸入		10	7	10	3	3	100%	2%
		27	6	715	475	0	0%	0%
合　　計		174	83	104	151	171	113%	100%
		549	422	1,501	1,159	1,156	100%	100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料3-2)覚醒剤の仕出地別摘発実績

(上段: 件、下段: kg)

仕出地	年	構成比						合計
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	構成比	
中国(香港・マカオを含む)	79	28	34	20	12	7%	173	
	200	104	1,049	853	404	35%	2,611	
	32	15	19	10	7	4%	83	
	72	76	1,025	835	157	14%	2,163	
	42	12	15	10	5	3%	84	
	119	27	25	19	247	21%	436	
マカオ	5	1	—	—	—	—	6	
	10	1	—	—	—	—	12	
台湾	3	4	16	11	9	5%	43	
	0	45	104	7	345	30%	501	
アジア	39	19	18	44	66	39%	186	
	35	12	15	65	281	24%	406	
	26	12	6	21	19	11%	84	
	28	6	3	27	174	15%	238	
	—	—	2	14	22	13%	38	
	—	—	7	21	63	5%	91	
	—	—	—	2	7	4%	9	
	—	—	—	5	21	2%	25	
	1	1	4	—	4	2%	10	
	1	0	2	—	8	1%	11	
インド	—	2	1	4	3	2%	10	
	—	4	2	11	6	1%	25	
	1	—	2	2	5	3%	10	
	3	—	0	0	5	0%	7	
中東	2	2	1	7	4	2%	16	
	4	3	0	12	2	0%	21	
	2	1	—	6	1	1%	10	
	4	3	—	11	1	0%	20	
	—	—	—	1	1	1%	2	
アフリカ	14	2	5	16	7	4%	44	
	17	20	38	72	54	5%	202	
	5	—	—	2	1	1%	8	
	6	—	—	10	30	3%	45	
	—	—	—	—	1	1%	1	
	3	1	1	3	2	1%	10	
	4	1	2	22	4	0%	33	
欧州	—	—	—	—	2	1%	2	
	17	5	6	22	28	16%	78	
	65	4	8	26	18	2%	121	
	1	1	1	1	4	2%	8	
	2	4	3	2	9	1%	18	
	1	1	—	7	7	4%	16	
	6	0	—	9	4	0%	19	
	—	—	1	—	3	0%	4	
	1	—	—	1	1	1%	3	
北米	2	—	—	0	2	0%	5	
	1	—	2	9	10	6%	22	
	2	—	0	3	0	0%	5	
	—	—	—	—	5	3%	5	
	—	—	—	—	0	0%	0	
	6	8	13	19	34	20%	80	
	20	3	16	111	43	4%	192	
米国	5	8	12	12	26	15%	63	
	17	3	11	96	37	3%	164	
	1	—	1	7	8	5%	17	
カナダ	4	—	5	15	5	0%	28	
	—	—	—	—	—	—	—	
中南米	9	7	6	6	9	5%	37	
	208	225	260	14	9	1%	716	
	8	7	6	6	9	5%	36	
メキシコ	207	225	260	14	9	1%	715	
	—	0	—	0	—	—	0	
オセアニア	—	1	—	1	—	—	2	
	—	0	—	0	—	—	0	
不明	5	7	5	5	2	1%	24	
	0	6	11	0	0	0%	17	
合計		174	83	104	151	171	100%	683
		549	422	1,501	1,159	1,156	100%	4,786

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「—」とは全く無い場合を示す。

(資料4-1) 大麻の密輸形態別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

形態別	年						前年比	構成比
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
航空機旅客等による密輸入		32 28	28 1	49 1	57 3	50 92	88% 30.7倍	22% 59%
国際郵便物を利用した密輸入		47 4	83 23	59 4	99 10	156 45	158% 454%	68% 29%
商業貨物等を利用した密輸入		16 41	8 10	9 4	12 118	22 18	183% 16%	10% 12%
航空貨物等		11 36	6 2	7 4	10 18	21 18	210% 103%	9% 12%
海上貨物等		5 5	2 8	2 0	2 100	1 0	50% 0%	0% 0%
船員等による密輸入		4 1	3 0	1 0	3 0	2 0	67% 0%	1% 0%
合 計		99 74	122 34	118 9	171 130	230 156	135% 120%	100% 100%

(注1) 航空機旅客等には、航空機乗組員を含み、船員等には、船舶旅客を含む。また、商業貨物等には、別送品を含む。

(注2) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-2) 大麻草の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年						構成比	合計
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
中国（香港・マカオを含む）		4 1	3 1	3 0	8 0	8 0	6% 0%	26 2
台湾		-	1 0	1 0	2 0	-	-	4 0
アジア		6 0	4 3	15 3	10 0	13 6	10% 4%	48 14
アフリカ		1 0	2 0	-	2 100	-	-	5 100
南アフリカ		1 0	2 0	-	2 100	-	-	5 100
欧州		11 0	16 0	14 0	31 1	33 3	26% 2%	105 5
北米		24 33	29 24	41 2	55 15	70 133	54% 93%	219 208
カナダ		4 0	5 2	13 0	15 6	9 93	7% 65%	46 101
米国		20 33	24 22	28 2	40 10	61 40	47% 28%	173 107
中南米		2 0	3 0	2 0	3 0	2 1	2% 0%	12 1
中東		-	-	-	-	2 0	-	2 0
オセアニア		-	-	2 0	-	1 0	-	3 0
不明		4 0	-	3 0	4 0	-	-	11 0
合 計		52 35	58 29	81 6	115 117	129 143	100% 100%	435 330

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(資料4-3) 大麻樹脂の仕出地別摘発実績

(上段：件、下段：kg)

仕出地	年						構成比	合計
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年		
中国（香港・マカオを含む）		2 0	1 0	2 0	3 0	1 0	1% 0%	9 0
台湾		-	-	1 0	1 0	1 0	1% 0%	3 0
アジア		11 37	6 0	3 0	8 11	3 0	3% 0%	31 48
インド		9 32	2 0	-	5 11	1 0	1% 0%	17 42
アフリカ		-	-	-	1 0	-	-	1 0
欧州		11 0	20 0	9 0	17 0	17 1	17% 4%	74 1
北米		22 3	36 6	17 3	24 2	79 13	78% 96%	178 25
米国		22 3	33 5	16 3	21 2	77 13	76% 96%	169 25
中南米		-	-	1 0	-	-	-	1 0
不明		1 0	1 0	4 0	2 0	-	-	8 0
合 計		47 40	64 6	37 3	56 13	101 13	100% 100%	305 75

(注1) 端数処理のため数値が合わないことがある。

(注2) 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記載している。

(注3) 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

(参考) 関税法(注)違反事件の犯則態様別処分件数

【告発】

(件)

犯則態様	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	244	343	375	447	385	86%	88%
関税脱税事犯	5	3	2	1	3	300%	1%
無許可輸出入事犯	7	12	14	28	46	164%	10%
虚偽申告輸出入事犯	9	8	4	5	3	60%	1%
その他	-	-	-	-	3	全増	1%
合 計	265	366	395	481	440	91%	100%

【通告処分】

(件)

犯則態様	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	前年比	構成比
禁制品輸出入事犯	128	293	377	155	118	76%	11%
関税脱税事犯	62	52	61	62	53	85%	5%
無許可輸出入事犯	195	537	666	919	929	101%	83%
虚偽申告輸出入事犯	5	3	17	2	7	350%	1%
その他	1	10	6	4	7	175%	1%
合 計	391	895	1,127	1,142	1,114	98%	100%

(注) 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律」を含む。